

第1章 基本的な考え方

1 経緯

平成18年3月の地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の改正により、都道府県は想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとなりました。

千葉県では、平成19年度に行った地震被害想定調査の結果等に基づき、県が実施する地震に関する長期的な行動計画として、平成21年9月に千葉県地震防災戦略を策定し、これまで防災対策を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を推進していくことが重要であると認識され、国は、平成25年12月に首都直下地震の地震被害想定調査を公表するとともに、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)を制定しました。同法では、千葉県全域が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域である「首都直下地震緊急対策区域」に指定され、県は「地方緊急対策実施計画」を作成することができるとされました。

また、県では、東日本大震災や国の地震被害想定調査などから得られた科学的知見を踏まえ、平成26・27年度に新たな地震被害想定調査(以下「新たな地震被害想定調査」という。)を実施しました。

そこで、新たな地震被害想定調査の結果や東日本大震災の教訓などに対応するとともに、千葉県全域が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されたことを踏まえ、地震・津波による被害を軽減するため、このたび、地震防災戦略の改訂を行いました。

今回の改訂により見直しを行った事項は以下のとおりです。

(1) 想定地震及び減災目標の変更

新たな地震被害想定調査では、「千葉県北西部直下地震」を想定地震として被害量を算出しました。そこで、千葉県北西部直下地震で想定される死者数及び経済被害額を概ね半減させることを減災目標とし、施策の実施期間を平成29年度から平成38年度までの10年間としました。

(2) 施策の整理

減災目標を達成するための減災施策について、3つの施策区分(I予防対策による減災、II応急対策による減災、III復旧・復興対策による減災)はそのままに、15の施策の柱(1増)、56の施策項目(1増)に体系化しました。

さらに個別施策については、すでに目標を達成した施策等を削除するとともに、新規施策の追加や既存施策の見直しなどを行い、173の個別施策(22増)に整理しました。

なお、個別施策の実施期間は、5年以内の施策(早期施策)、もしくは5年を超える施策(長期施策)に区分しています。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置付け

本地震防災戦略における個別施策群は、東京圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震(首都直下地震対策特別措置法2条第1項における「首都直下地震」)を対象とした地震被害想定結果を計画的に軽減させる地震・津波対策でもあることから、別途、同法における基本的事項を定め、本地震防災戦略を「地方緊急対策実施計画」として位置付けることとしました。

2 地震防災戦略の内容

本地震防災戦略では、新たな地震被害想定調査の想定地震である千葉県北西部直下地震を対象として、耐震化対策や津波・液状化対策、防災教育の推進、地域防災力の向上等の施策に取り組むことにより、想定される死者数・経済被害額を平成38年度までの10年間で概ね半減させることを減災目標としています。

なお、本地震防災戦略で取りまとめた個別施策については、千葉県北西部直下地震に限らず、本県に影響を及ぼす様々な地震・津波被害に対して適用できるものです。

(1) 減災目標

千葉県北西部直下地震における死者数を約2,100人から約930人へ、経済被害額を約9兆6,500億円から約4兆1,000億円へ概ね半減させる。

(2) 対象期間

平成29年度から平成38年度まで

(3) 施策体系

主に、以下のⅠ～Ⅲの施策区分により構成されています。

Ⅰ 予防対策による減災…6本の柱、25の施策項目、95の個別施策
(早期施策：27、長期施策：68)

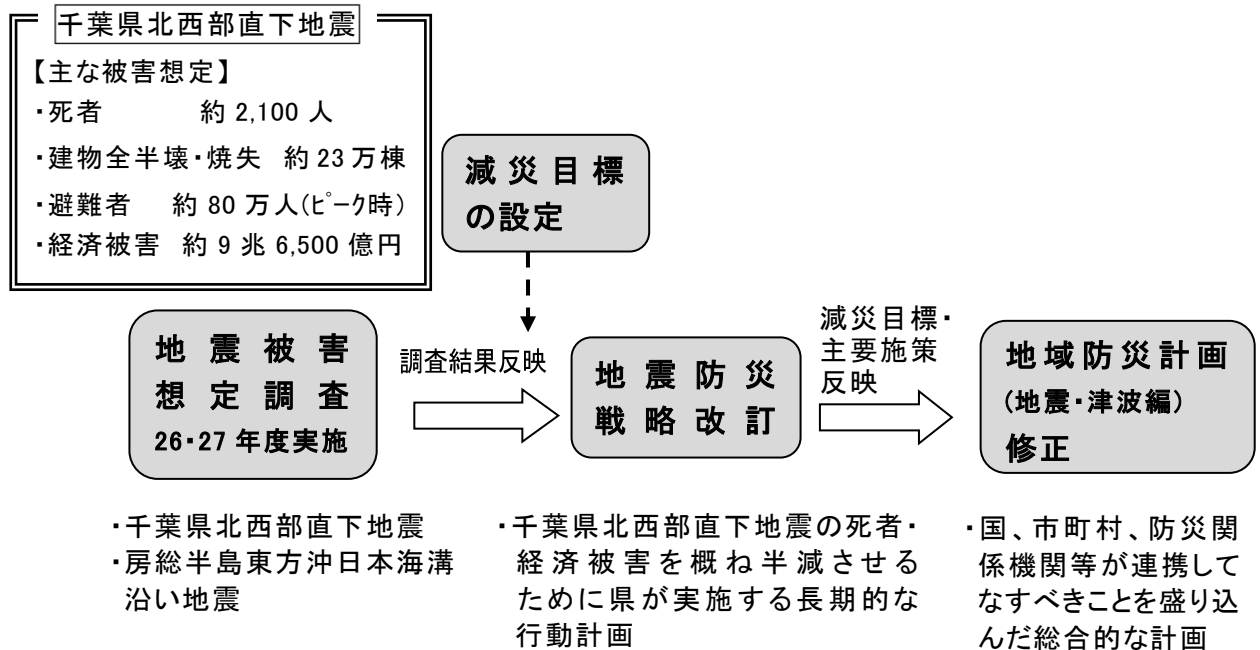
Ⅱ 応急対策による減災…6本の柱、20の施策項目、58の個別施策
(早期施策：6、長期施策：52)

Ⅲ 復旧・復興対策による減災…3本の柱、11の施策項目、20の個別施策
(早期施策：0、長期施策：20)

3 千葉県地域防災計画への反映

地域防災計画は、国・県・市町村・県民・その他防災関係機関が連携して地震・風水害・大規模事故などの災害から県民の生命・身体・財産を守るため、災害対策基本法に基づき、それぞれの機関がなすべきことを盛り込んだ総合計画です。

地震防災戦略の改訂にともない、本戦略の減災目標や主要施策については、同計画の地震・津波編に反映します。



4 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ

本地震防災戦略は、首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとし、同法第 21 条の規定に基づく基本事項を以下に定めます。

- (1) 緊急対策区域：県内全域(国の首都直下地震被害想定調査において震度 6 弱以上)
- (2) 計画の目標：千葉県北西部直下地震における死者数を約 2,100 人から約 930 人へ、経済被害額を約 9 兆 6,500 億円から約 4 兆 1,000 億円へ概ね半減させる。
- (3) 計画の期間：平成 29 年度～平成 38 年度
- (4) 首都直下地震対策のうち必要なもの：本地震防災戦略に定める全個別施策